

旭川河川事務所における公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和7年2月25日
旭川開発建設部
旭川河川事務所

旭川河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や団体、住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木については、採取者の判断で使用や加工、あるいは販売などをすることができ、自家消費などの制約はありません。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ【応募様式、伐採作業計画書】に必要事項を記入のうえ期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙【応募様式、伐採作業計画書】に必要事項を記入し、3月13日迄に郵送又はFAXにて以下の宛先まで応募してください。

募集期間：2月25日(火)～3月13日(木)

持参する場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜～金曜日の8時45分～17時00分までにお越しください。

応募先

郵 送：〒079-8411 旭川市永山1条21丁目3-21
旭川開発建設部 旭川河川事務所 計画課維持担当 宛
F A X：0166-47-7075

2. 応募資格

以下の不適合事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
 - ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
 - ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 二) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

3. 樹木等採取の概要

- イ) 採 取 期 間：令和7年4月24日(予定)～令和7年8月1日
- ロ) 採 取 予 定 場 所：別途図面3箇所①、②、③ 参照
- ハ) 採 取 可 能 面 積：3箇所：約236,000㎡(①箇所約64,000㎡②箇所約68,000㎡③箇所約104,000㎡)

※ 応募は箇所単位とし、複数箇所の希望も可能とします。ただし、複数箇所の場合は採取期間内に作業を完了することを条件とします。

二) 主 な 樹 種: ヤナギ類が主体

ホ) 想定される採取量: 直径10cm程度の丸太材が100㎡当り1m³程度

※ 採取期間、採取予定場所、採取可能面積、想定される採取量などは変更する場合があります。

※ 想定される採取量は実際の採取量と異なります。

ヘ) 残 置 木: 一部の樹木については、保護する観点から採取は出来ません。

(書面、若しくは現地にテープ等で標示しています。)

ト) 採 取 条 件: 残置木を除く箇所内の幹および枝葉をすべて利用される方に限ります。

積雪状況を踏まえ、可能な限り低い位置で伐採をお願いします。

4. 樹木等採取者の選定方法

応募者の中から、応募資格に適合し、樹木等採取の効果や確実性などを総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。

選定条件として、幹および枝葉をすべて利用される方に限ります。

なお、選定された応募者の中で箇所が重複した場合は、抽選により決定いたします。

選定結果につきましては、3月19日までに電話、郵送又はEメールで通知いたします。

※ 抽選の結果、ご希望とは別の箇所になる場合があります。

5. その他

イ) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。

ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について旭川河川事務所と事前に協議した上で、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、旭川河川事務所の担当者から連絡いたします。

ハ) 採取料については、無料となります。

二) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。

ホ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは、現状に復旧してもらう場合があります。

ヘ) 採取場所の出入り口の除雪については、各採取者でお願いします。

ト) 本公募に係る行為に起因して、事故(採取者間における事故も含む)やケガ等が発生した場合には、すみやかに旭川河川事務所長へ届け出るとともに、当事者間で事故処理等の対応をお願いします。なお、旭川河川事務所では事故処理等の対応に関する責任は一切負えません。

チ) やむを得ない事由が発生した場合には、取り下げの申し出が可能です。

リ) 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

ヌ) 禁止事項・留意事項については、事務所担当者の指示に従い作業を行うこと。

問合せ先

旭川開発建設部 旭川河川事務所 計画課 維持担当

電 話 : 0 1 6 6 - 4 8 - 2 1 3 1

F A X : 0 1 6 6 - 4 7 - 7 0 7 5